

介護老人保健施設いずみ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

第1章 総則

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人田中会が開設する介護老人保健施設いずみにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「当事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者、家族、職員が「ともに考え」「ともに歩む」ことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- 1) 施設名 介護老人保健施設いずみ
- 2) 開設年月日 平成16年5月15日
- 3) 所在地 愛知県西尾市和泉町1番地8
- 4) 電話番号 0563-57-5138 FAX番号0563-57-8025
- 5) 管理者名 田中正規
- 6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（2353280023号）

第2章 服務及び職務

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1) 管理者 | 1名 |
| 2) 医師 | 1名以上 常勤換算 |
| 3) 看護職員又は介護職員 | 3名以上 常勤換算 |
| 4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 1名以上 常勤換算 |
| 5) 管理栄養士 | 1名以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- 4) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づく介護を行う。
- 5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 6) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

(職員の服務規律)

第7条 当施設職員の服務規律に関する事項は、別に定める医療法人田中会の就業規則による。

(職員の質の確保)

第8条 当施設職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第9条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人田中会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第10条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

第3章 施設運営及び利用者サービス

(利用定員)

第11条 第8条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、30人とする。

(営業日及び営業時間)

第12条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時00分までとする。

(事業所のサービス内容)

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあっては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 サービス計画に基づき加算算定を実施する。加算項目については施設利用料表（別途）に記載する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 当施設の利用に当たっての留意事項については、重要事項説明書（別添）に基づく。

- 2 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(利用者負担の額)

第 15 条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3) 通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地域から、片道 10 キロメートル未満 500 円
通常の事業の実施地域を越えた地域から、片道 10 キロメートル以上 800 円
- 4) 利用者の希望によりサービス提供時間（利用時間 8 時間超過時）を越えて行った通所リハビリテーションの費用は、500 円／30 分を徴収する。
- 5) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

(通常の送迎の実施地域)

第 16 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

西尾市（佐久島を除く）、安城市（小川町・木戸町・城ヶ入町・寺領町・根崎町・野寺町・藤井町）、碧南市（旭町・池下町・大堤町・霞浦町・亀穴町・川端町・北浦町・鴻島町・小屋下町・三角町・三間町・志賀崎町・下洲町・照光町・棚尾本町・天神町・中江町・縄手町・日進町・二本木町・東浦町・伏見町・舟江町・平七町・三宅町・矢縄町・流作町・若宮町・鷺塚町・鷺林町）

(身体拘束)

第 17 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。身体拘束を行わない適切な介護に努めるとともに、身体拘束廃止のための指針（別添）を定める。

(虐待の防止)

第 18 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、高齢者虐待に関する指針（別途）を定める。

（褥瘡対策）

第 19 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策のための指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 20 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、リスクマネジメント管理規定（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 21 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（ハラスメント防止対策：利用者及び家族等からのハラスメントを含む）

第 22 条 職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、法人にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題である。また、事業主に労働契約法に定められる職員（労働者）に対する安全配慮義務があり、必要な措置を講じるために、ハラスメント防止対策における指針を定める。

（その他運営に関する重要事項）

第 23 条 運営規程の概要、重要事項説明書、基本指針については、利用者及び家族の求めに応じて閲覧できるよう配置する。

2 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人田中会介護老人保健施設いずみの役員会において定めるものとする。

（委員会）

第 24 条 当施設運営にかかる委員会をおく。

- 1) 運営管理事項を審議するために管理委員会を置く。
- 2) 利用者の入退所及び通所サービスの利用の可否を審議するため、入退所判定委員会を置く。
- 3) 介護・医療事故を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供するためにリスクマネジメント委員会を置く。
- 4) 身体拘束廃止に関する指針に基づき、利用者の人間としての尊厳を守ることを前提とした、質の高いケアを提供する体制を確立するために、身体拘束廃止推進委員会を置く。
- 5) 利用者の人権の擁護に努めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止委員会を置く。
- 6) 感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等施設における感染対策を審議するために感染予防対策委員会を置く。
- 7) 褥瘡の発生予防、発症後早期からの適切な処置を含めた対策を審議するため、褥瘡対策委員会を置く。
- 8) 利用者の栄養に関することを審議するための給食委員会を置く。
- 9) 利用者サービスに関する審議をするためケアプラン委員会を置く。
- 10) 施設内のレクリエーションに関する審議をするためレクリエーション委員会を置く。
- 11) 職員の教育研修に関する審議をするため教育委員会を置く。

- 12) 利用者や家族よりの苦情に関する審議はリスクマネジメント委員会において行う。
- 13) 前各号のほか必要に応じて委員会を置くことができる。
- 2 前項に定める委員会の運営に関しては管理者が別に定める。

第4章 施設の管理

(非常災害対策)

第25条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。

(業務継続計画の策定)

第26条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を安定的・継続的に実施するため業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第27条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(帳票類の管理)

第28条 施設の状況を管理するため次の帳票を管理する。

- 1) 管理に関する記録
 - (1) 事業日誌（管理日誌、看護介護日誌、夜勤日誌、リハビリ日誌）
 - (2) 職員の勤務状況、研修等の記録
 - (3) 委員会議事録
 - (4) 利用実績資料
 - (5) 運営指導に係る記録
- 2) 入退所判定に関する記録
- 3) 施設療養その他サービスに関する記録
- 4) 会計経理に関する記録
- 5) 施設及び構造設備に関する記録

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この規程は、令和5年7月1日より内容を一部改訂して施行する。